

「卸売市場法」の改正に思う

—守りたい「受託拒否の禁止」の原則—

一般社団法人 北海道地域農業研究所

所長 飯澤 理一郎

卸売市場が今後、大きく様変わりしそ

うである。去る六月「卸売市場法及び食

品流通構造改善促進法を改正する法案」

が成立したからである。卸売市場は、

人々の意識にほとんど上らず、まして見

学しようとする人々など至って少ないと

は言え、青果物や鮮魚など、生鮮食料品

流通の要中の要をなす。価格形成は言っ

に及ばず、需給調整や品揃え、品質評価

などで絶大な力を発揮する。それは小売

段階に止まるものではない。産地段階、

生産段階など、流通の各段階にまで及ぶ。

それを律する卸売市場法は公正・公平な

取引、透明性のある取引などを実現・維

持するために、多くの禁止・規制条項を

含め八三もの条項からなっていた。しか

し、今次改正でわずか一九条へと六四、

四分の三以上も削られた。もちろん、多

くの禁止・規制条項は削られ、各々の市

場の自主判断とされたことは言つまでも

ない。いわゆる「売る自由・買う自由」

実現への方向大転換と言えるかも知れな

い。

今回はこの問題を取り上げ、卸売市場

法の成立経緯を振り返り、今次改正の問

題点や今後の方向性について触れて行く

ことにしたい。

「米騒動」を契機に登場した
「中央卸売市場法」

「卸売市場法」は今を去る半世紀ほど

前、一九七一年に制定された。もちろん、

「煙のないところ」から突如として出来たわけではなく、その前身は確かにあったのである。卸売市場法制定の半世紀ほど前、一九二三年、生鮮食料品の卸売市場の公設化を謳う「中央卸売市場法」が制定・公布されている。一九二三年と言え、今から九五年ほど前。前身をも含めれば公設の卸売市場はやや一世紀の歴史を刻み、「白寿」目前なのである。

さて、一世紀も前に何故「中央卸売市場法」は登場したのだろうか。周知のよう、この頃、食料問題を巡って大騒動が勃発した。一九一八年の「米騒動」である。それは、富山湾沿岸地帯の一寒村に始まり、全国各地に飛び火し、結局、軍まで出動させてようやく沈静化した空前の大騒動である。その切っ掛けはシベリア出兵などの噂を背景とした米価暴騰。事実、大阪堂島の米相場は一石（一八〇リットル、一五〇kg）一五円程度から一

九一八年六月には二〇円を、七月には三〇円を、八月には実に三倍を越す五〇円を超え、相場が立たない、取引が成立しない日々すらあったとされる。もちろん、小売価格はそれに輪をかけて高騰した。

一九一七年頃には一升五錢以下であったものが、一九一八年八月七日には五〇錢を超したとされるから一〇倍を超す

「大々」暴騰である。社会人の月収が一八〜二五円とされたから、五〇錢強もしたのでは二〇円でも四斗も買えない。特に、一日一升、月に三斗もの米を消費するとされる肉店労働者にとっては死活問題である。騒動が起きてても不思議はない。騒動は収束できたものの、その再発は何としても防がなければならない。こうして制定されたのが一九二一年の「米穀法」であり、後に食糧管理法、現食糧法へと引き継がれたことは周知であろう。

米騒動は同時にその他食料価格、青果

物や水産物などの価格高騰などもも随伴した。もちろん、それも庶民の生活を直撃する由々しき問題である。そうした事態に直面し、生鮮食料品の価格安定、取引の透明化などを標榜して「中央卸売市場」構想は打ち出された。それは、青果・鮮魚問屋などによって私的に営まれていた卸売業務を、公的に建設・整備する「中央卸売市場」に集約し、取引を円滑かつ公正・公平、効率的に行っていくこととするものである。と同時に、「不衛生の地区が都市の中央に頑居して、不衛生なる鮮魚を日々市民に供給するのは、正に人道的社会問題である」（東京市政調査会、一九二三年）などと指摘され続けてきた「市場の衛生問題」を改善しようとする意向もき意したものであった点は見落とせない。

戦後、急速に整備された 「中央卸売市場」

スツタモンダの末に法が制定されたのは一九三三年。とは言え、中央卸売市場はなかなか出来なかった。業者は商売上の規制・禁止などを嫌い、また業者間の利害調整も容易にはいかなかったからである。ようやく日の目を見たのは法制定の四年後、一九二七年、首都東京ではなく京都市においてであった。以降、一九三〇年高知市、一九三一年横浜市、大阪府、一九三二年神戸市と続き、東京都の築地・神田・江東に出来るのは鹿児島市と同年、一九三五年になってからである。そして、戦前最後を飾ったのは一九三八年の佐世保市であり、合わせても八市にしか過ぎなかった。

中央卸売市場が急速に整備されていくのは戦後になってからであり、一九五五

年には二七、一九六五年には五二と激増し、概ね一県一つの中央市場に近づいてきた。とは言え、それでも十分とは言えなかった。事実、この間の爆発的な生鮮食品流通の増大の中で中央卸売市場経由率はジワジワと低下していったのである。農林省「青果物卸売市場調査」によれば、中央卸売市場の取扱量・金額は一九六五〜七〇年の間に、量で二九八万トンから三七五万トンへ、金額で二二・三九億円から二六六億円へと伸びたものの、そのシェアは量で四九・四%から四一・二%、金額で五三・〇%から四五・五%へと低下したのである。「中央卸売市場」以外での伸びがより著しかったのである。

円滑かつ公正公平、効率的な流通を確保するためには、もはや中央卸売市場だけに拘っているわけには行かない。それ以外の市場も対象としなければならない。

その意図の下に一九七一年に制定されたのが「卸売市場法」であり、これまでの「中央卸売市場」に加え、それに該当しないものを「地方卸売市場」として包摂し、前者は概ね人口二〇万人以上で市場設置者が地方公共団体のみ、後者はそれ以外とした。同時に、差別的取扱の禁止や第三者販売の禁止、直荷引の禁止、商物一致の原則などを課し、中央卸売市場には「受託拒否の禁止」をも課したのである。

中央卸売市場化、すなわち市場の公設化はその後も進み、一九七五年には四五都市、八〇市場、一九八五年には五六都市、九一市場に達した。しかし、それもその頃が最高期。その後の不況は「失われた何一〇年」の中で取扱量・金額は停滞、減少し、逆に地方卸売市場への転換も進み、中央卸売市場は二〇一六年には四〇都市、六四市場にまで落ち込んでい

く。実に二七、三〇%もの市場が転換したのである。北海道でも釧路・室蘭・函館市の三市場が「地方」化し、中央卸売市場として残るのは札幌市のみとなっている。とは言え、卸売市場法は生産者に確実な出荷先を担保し、生産技術向上や品質向上、新たな作物への挑戦を促してきた。また、小売業者や消費者には確実な購買先と価格・品質・供給量の安定、ひいては生活の安定をもたらしてきたのである。効果絶大と言っても良い。

盛り立てたい「受託拒否の禁止」 を掲げる公設中央卸売市場

中央卸売市場、広くは卸売市場の苦境を見透かしたかのように二〇一七年五月、規制改革推進会議は、突如「卸売市場法の抜本的見直し」を提起した。「規制改革推進に関する第一次答申」明日への扉

を開く」は「特に卸売市場については、

経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法（昭和四六年法律第三五号）を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止すべく、平成二九年度末までに具体的結論を得て、所要の法令、運用等を改める」としたのである。卸売市場法「時代遅れ」論、「無用の長物」論の展開と言って良い。そしてそれはほぼそっくり政府の「規制改革計画」（六月九日）に取り込まれ、卸売市場法「抜本的に見直し」が宣言されたのである。

さて、どこがどう見直されたのであるのか。大きく二つ。一つに、中央卸売市場の開設者に「地方公共団体」、公設と言いつ歯止めがなくなったことである。一般企業であろうが誰であろうが「一定の基準を満たし認定を受ければ」、中央卸売市場と名乗ることができる。原則不許可の「認可」ではなく、原則許可の「認

定」とされた点は見落とせない。

二つは、公正・公平な取引・価格形成などを担保するために設けられていた各種の規制・原則——先に触れた第三者販売の禁止、直荷引の禁止、商物一致の原則——などの条項が軒並み削除され、市場毎の判断に委ねられたことである。「自由にごうぞ」ということであろうか。「売る自由・買う自由」の実現である。

とは言え、全てが実現したわけではない。規制改革推進会議が強く望んだ「受託拒否の禁止」の撤廃は与党との協議の中で退けられ、中央卸売市場の規定に残ることになった（地方卸売市場には元々「受託拒否の禁止」の原則はない。「買う自由」の「半」実現と言ったところか。「卸売市場を含めた流通構造の改革を推進するための提言」（規制改革推進会議・農林ワーキング・グループ、未来投資会議、二〇一七年一月二四日）の

「生産者が、流通手段を吟味せず安易に中央卸売市場に出荷することを助長しかねず、必ずしも生産者の所得向上に繋がらない点に留意する必要がある。また、鮮度や大きさ等の面で著しく劣り、環境影響や倫理等の点で不適切な生産・出荷がなされ一律に受託することが生産者の不適切な活動を助長しないとも限らない。農産物の流通において引き続き大きな役割を担う農協、全農等が、直接販売を基本とする販売体制の強化に向け改革を進めていくという方針をも踏まえて考えるならば、中央卸売市場に対して、受託拒否の禁止規制を、一律に適用すべきではない」の件に、その無念さが滲み出ているように見えて仕方ないのは我々だけであるうか。それにしても、農業者・JAなどが「流通手段も吟味せず」、「不適切な生産・出荷を行っている」と言わんばかりの指摘に憤りを禁じ得ないのは、大

手企業の規格改ざん、談合などの不正行為を毎日のように見せつけられている者の、真つ当極まりない良心の叫び・発露”なのかも知れない。

ところで、「売る自由・・買う自由」、実に魅力的な言葉である。しかし、魅力的な言葉が魅力的な中身を伴うとは限らない。それは「弱肉強食」「優勝劣敗」を伴い、往々にして反対物に転化する場合も多いからである。食管法が廃止され、新法が制定・交付された時もしきりに「売る自由・・買う自由」が唱えられた。その結果、いかなる事態がもたらされたのか。皆まで語る必要はあるまい。米価の長期低落、採算性の大悪化であり、その克服のために「減反」の強化、協同活動の強化など、実に二〇年余の時間を要したのである。同じことを繰り返す必要はあるまい。メガEPAが次々に結ばれ、海外産の農産物、青果物などの生鮮食料

品が大挙して押し寄せる中である。創意工夫などを可能とするためにも、自由で確実な出荷先の担保、すなわち「受託拒否の禁止」の原則の再確認・強化が特に重要と言えるのではなからうか。そのためにも「受託拒否の禁止」の原則を掲げる中央卸売市場、中でも公設の中央卸売市場を守り、盛り立てていくことが重要と思われてならないのである。そのためにも多くの方々が「卸売市場」に日常普段から興味・関心を抱くことが必要なのかも知れない。